

♪川北町で新婚生活を始めてみよう♪

川北町結婚新生活支援事業費補助金

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートに必要な住宅の取得・賃借費用や引越費用を補助します。

◆対象者

次の要件をすべて満たす夫婦が対象です。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ③ 合計所得500万円未満であること
- ④ 申請時に双方の住所が川北町にあり、町税等の滞納がないこと
- ⑤ 夫婦共に実施する講座等を受講した夫婦
- ⑥ その他町が定める要件を満たす夫婦であること

※貸与型奨学金を返還している場合は、年間返済額を世帯所得から控除します。

◆対象費用（上限30万円）

- ・新居の住居費 ※新居の購入費等で川北町新築住宅取得奨励金制度が適用されたものを除きます。

新居の購入費、建築費、家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

〔 家賃は、夫婦のどちらかが居住していた所へ入居しても対象になります。ただし、同居開始月からの家賃が対象です。 〕

- ・新居への引越費用 引越業者や運送業者に支払った引越費用（対象期間に支払われた費用）

※家賃について、勤務先から住居手当が支給されている場合は、手当分を控除します。

- ・リフォーム費用

〔 婚姻を機にリフォームした費用のうち、住宅の機能維持又は向上のための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用は対象ですが、車庫等の工事、外構工事、家電購入は対象外 〕

◆申請手続き

川北町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出してください。

【添付書類】

- ・婚姻を証明する書類
（婚姻届受理証明書又は戸籍謄本）
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・所得証明書
- ・奨学金返還証明書等、返済額がわかるもの
※貸与型奨学金を返済している場合
- ・売買契約書又は請負契約書及び領収書の写し
※住宅を購入又は新築した場合
- ・賃貸借契約書及び領収書の写し
※住居を賃貸している場合
- ・給与所得の世帯の住宅手当支給証明書
（様式第2号）※住居を賃貸している場合
- ・住居、引越、リフォーム費用の領収書の写し

※様式は、下記の窓口で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

問合せ先 川北町役場住民課 ☎ 076-277-1126